

介護老人保健施設老健くろさわ
指定訪問リハビリテーション
指定介護予防訪問リハビリテーション
事業運営規程

医療法人 社団美心会

作成 2019年4月1日 第1版
改定 2026年6月17日 第2版

（事業の目的）

第1条 医療法人社団美心会（以下「事業者」という）が開設する介護老人保健施設 老健くろさわ（以下「事業所」という）が行う指定（介護予防）訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士（以下「従業者」という）が、要介護状態又は、要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し適正な指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、事業の提供にあっては次の事項に努めるものとする。
要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、環境調整を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称：介護老人保健施設 老健くろさわ
- （2）所在地：群馬県高崎市中居町3丁目19番地2

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者：医師1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、医師として利用者の病状及び心身の状況に応じて、リハビリテーション指導の提供を行う。
- （2）理学療法士・作業療法士・言語聴覚士：1名以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るため、必要なリハビリテーション指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日：月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間：8時30分から17時30分までとする。

(事業の内容)

第6条 指定(介護予防)訪問リハビリテーション(以下「訪問リハ」という)の内容は次のとおりとする。

- 1 訪問リハは、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、リハビリテーション計画書を作成するとともに居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適用能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行う。
- 2 従業者は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

(利用料等)

第7条 利用料等については、次のとおりとする。

- 1 訪問リハを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問リハが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。
- 2 第8条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハに要した交通費については、その実費を徴収する場合がある。
- 3 交通費の徴収の際には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。
- 4 その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明を行い、同意を得たものに限り徴収する。
- 5 その他利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減額又は免除することができる。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、一部地域(旧群馬町、旧箕郷町、旧新町、旧倉渕村、旧榛名町、旧吉井町)を除く高崎市内。一部地域、玉村町内、藤岡市内及び前橋市内においては当事業所から10km圏内とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、訪問リハの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 利用者の体調、世帯状況等の都合により訪問リハの利用をご遠慮いただく場合もある。
- 2 利用者の健康状態により、医師の指導に基づき内容を変更して訪問リハの提供を行う場合もある。
- 3 訪問リハの利用につき、利用時間においては従業者の指示に従う。

(緊急時の対応)

第10条 訪問リハの提供中において、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、従業者は管理者に報告し、関係機関に緊急連絡を行う。ただし、管理者の判断により家族の承諾を得ず緊急処置を行う場合もある。

(守秘義務及び個人情報の保護)

- 第11条 1 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 事業従業者に対して、事業従業者である期間および事業従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、事業従業者等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(相談・苦情の対応)

- 第12条 事業所は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、訪問リハに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第13条 1 事業者は従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団美心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待への対応)

- 第14条 要介護従事者等による高齢者虐待が発生しないように適切な措置を講ずるものとし、次に掲げる行為が行われた場合は、遅滞なく市町村に通報するものとする。
- 1 「身体的虐待」
利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れがある暴行が加えられたと思われる時。
- 2 「心理的虐待」
利用者に対する暴言等著しい心理的外傷を与える言動が行われたと思われる時。
- 3 「性的虐待」
利用者にわいせつな行為を行った場合、又は行わせようとしたと思われる時。
- 4 「その他の虐待」
1～3に掲げるもののほか、利用者の権利又は利益を不当に侵害するおそれのある行為が行われた、又は行われた疑いがあると認められる時。

(附則)

この規程は、2019年4月1日から施行する。